

2023年6月号第218号

編集・発行 「スクラム」編集部

〒732-0057 広島市東区二葉の里 1-3-16 スクラムユニオン・ひろしま TEL/FAX 082-264-2310 scrum_u34@ybb.ne.jp 郵便振替 01310-1-65053 銀行振り込み先 もみじ銀行 三篠支店 普通 口座番号 1820186

移住連全国ワークショップ in 広島

地域から広がる移民社会 ~共感を阻む制度・政策の壁を打ち破る~



6月10日(土)、11日(日)の両日にわたって、「移住連全国ワークショップ 2023in 広島」が開催された。広島弁護士会を会場にして、参加者は150名、WEB参加が30名であった。移住連は、過去、全国フォーラムとワークショップを一年ごとに開催してきた。ところが、コロナの感染拡大という事態を受けて、対面での集会を開くことができなかった。2019年の札幌ワークショップから4年、2020年、

東京で開催された全国フォーラムから3年、ようやく広島でのワークショップが実現できた。WEBでの会議にも良い側面はあるが、やはり、対面での集会、討議は肌感覚で「良かった」と言えるものであった。

広島でのワークショップでは、「地域から広がる移民社会〜共感を阻む制度・政策の壁を打ち破る〜」というスローガンを掲げて取り組まれた。冒頭、開会の挨拶に立った鳥井さん(移住連共同代表理事)は、前日に国会で成立した改悪入管法に言及し、このワークショップの持つ意義を明らかにした。入管法反対・抗議のための国会前にシットインの場を作れたことは良かった。このシットインによって、多くの共感と大衆的広がりを作ることができた。国会で改悪入管法が成立したと言っても、われわれが現場でやることは変わらない。入管法をめぐって、委員会で明らかになったことも多い。それらはきっちりと現場で使わせてもらう。入管法反対運動の中で、多民族・多文化共生社会に向けての意識は、疑いもなく高まっている。政府は移民政策を採らないと言いながら、技能実習、特定技能などのごまかしでやり過ごそうとしている。われわれは現場での闘いを強めていく。そして、労使対等原則に基づいた多文化共生社会を実現する。本ワークショップは、生活、感情、差別、様々な問題を出し合いながら、明日への活動へとつなげていく意見交換の場である。「入管法改悪、NO!」この NO!は、誰一人取り残さないための NO!だ。

鳥井さんが、入管法反対運動の中で枯らした声を振り絞って、われわれに伝えたかったことである。

開会挨拶を受けて、「コムスタカー外国人と共に生きる会」の中島さんから「ベトナム人元技能実習生リンさん一最高裁無罪判決実現への取り組み」と題して基調報告があった。すでにご存じのように、リンさんは最高裁で無罪判決を勝ち取った。地裁、高裁での有罪判決をくつがえしての無罪判決は、日本の裁判史上でも特筆すべき勝利であった。この無罪判決に至るまでの判断・活動報告は、本当に傾聴するに値するものであった。内容的には、改めて移住連からまとめたものが提起されるであろうから、ここでは言及しない。ただ、現場で活動するわれわれにとって、きわめて貴重で、活用していかねばならないことが多くあった。

続いて、広島からの報告として、広島弁護士会端野弁護士から、「江田島事件から10年~技能実習生制度廃止へ」と題した講演があった。江田島で二人が亡くなり、六人が負傷した衝撃的な事件が起こってから、すでに10年の時を経た。端野弁護士は、当時の江田島事件弁護団の一人である。なぜ、あのよう



コムスタカー外国人と共に生きる会の中島氏



オンライン配信で大活躍の加藤氏

な悲惨な事件が引き起こされたのか?裁判でも、その理由が明らかにされたとは言いがたい。検察は単に 殺人と傷害事件としてしか問題を扱わなかったし、裁判長も強引な訴訟指揮の下で、事件の背景に横たわ る実習生制度の問題点に目を向けることはなかった。そもそも、実習生制度の持つ非人間性、非人道性、 人権無視の実体と切り離したところで、個別案件として江田島事件を扱うことがすでに間違っている。

陳双喜さんは、無期懲役の刑を下されたが、服役中の昨年、亡くなっている。

午後に入り、参加者はそれぞれ6つの分科会に分かれて、活発な論議を行った。その内容は二日目の全体会で報告され、共有化された。

夜の広島 YMCA コンベンションホールで開かれた交流会には、110名の参加があった。食事とお酒を取りながら、各テーブルを囲んでの交流と各地域からの紹介と報告があった。これこそはコロナ禍ではできなかった交流であった。なつかしい顔、新しい顔、いろいろな語らいの中で元気が出るというのは本当である。この活力は、次の闘いに向かおうという気持ちを奮い立たせる源である。

移住連全国ワークショップ 分科会1 労働・技能実習・特定技能

分科会1の労働・技能実習・特定技能に参加したので報告する。スクラムユニオン・ひろしまの活動において最も関わっているのが、この分科会1である。どの分科会も興味深い内容が盛り込まれているが、足立弁護士がリキさんについて発表することも後押しした。

技能実習生が現在直面している問題は、この制度が創設さ

リキさんについて語る足立弁護士



れて以来、根幹の部分において変わっていない。技能実習生に転職の自由はなく、家族との帯同を許されず、送り出し機関と監理団体によってがんじがらめにされる。莫大な借金を背負って来日するベトナム人は特に人権侵害問題が絶えない。福山ユニオンの武藤氏が岡山で起きた暴行事件について述べた後、足立弁護士がリキさんの事件について述べた。

「法廷が、監理団体を善意の非営利組織、かつ使用者ではないと取り扱うために、これまで敗訴した。 監理団体へのメスが必要」と述べる足立弁護士に対し、会場には共感するうなづきがあちらこちらで見られた。技能実習制度は新制度?に生まれ変わっても、監理団体の存在が継続することが報道されている。 利権構造は変わらないのだ。また、人材育成という文言にこだわることから、転職の自由が制限されることも変わらない。監理団体の要件の厳格化が打ち出されているが、どのように厳格化するのは不透明だ。 看板をすげかえただけの新制度にして、お茶を濁すつもりであろうか。有識者会議に、技能実習制度の専門家が入っていないことにも失望しかない。外国人労働者を働く仲間として迎え入れ、国際人権基準に沿った受け入れの形が整うまで、声を上げていく必要があるのだと感じた。 特定技能でも同様の人権侵害問題が起こっている。同分科会で、技能実習と同じような人権侵害がおこっているとの報告を受けた。法律が存在しない特定技能は、ある意味技能実習より過酷な状況に置かれることが予想される。外国人労働者の労働者としての意識の改善も急務であるが、受け入れる日本社会の改革が真に望まれている。そのための先鋒を担うのが私たちスクラムユニオン・ひろしまの使命であろう。

2023・5・15沖縄平和行進に参加して 竹本 淳一

5月12日、13日、14日にかけて、去年に引き続き、沖縄平和行進に参加しました。

現在の沖縄は報道規制により、あまり知られていませんが、自公政権における閣議決定での「安保3文書」を根拠とした、南西諸島のミサイル基地の建設や、自衛隊配備の強化などの軍事要塞化が急ピッチで進んでいます。沖縄が、再び戦場となる危機に日々脅かされています。



左の地図は、日本を逆さにした地図で、下側の中国を 包囲する形で、日本から台湾を結ぶ島々に基地建設と自 衛隊配備が進んでいます。日本側から、馬毛島には航空 自衛隊の基地が建設予定で、奄美大島には、2019 年 に、ヤフオクドーム 7 個分の基地が建設され、島全体が 基地化しました。また、沖縄本島のうるま市には、今年 度中にミサイル弾薬庫が建設され、宮古島、石垣島、与 那国島にも基地が作られ、中国本土へのミサイル攻撃を

視野に入れた、射程 1000 キロを超えるミサイル部隊配備計 画が推し進められています。



この一連の戦争遂行準備は、明らかに台湾有事を想定した中国への挑発行為です。アメリカ主導による、NATO 加盟国であるルーマニアに地上配置型の迎撃ミサイル基地の建設が、ロシアへの挑発行為になり、ウクライナ・ロシア戦争のきっかけになったとも言われています。こうした戦争突入への経緯が、台湾有事における今回の沖縄基地建設と、とても似ているように思われます。今回もアメリカの軍事戦略にの

っとり、日本が敵基地攻撃能力をもつことは、中国に対して、沖縄を最前線として戦うことを意味していると言わざるを得ません。

去年の平和行進では、米軍普天間飛行場や嘉手納基地を行進しましたが、今年は、ひめゆり平和祈念資料館を見たくて、南部戦跡コースを希望しました。一日目は、午後 1 時に沖縄に入り、宿泊施設のすぐ側の琉球新報社で、全国団結式が行われました。飯島滋明氏による「南西諸島・九州での自衛隊配備・強化

は『日本を守る』のか」という講演がありました。団結式も終わり、広島から参加した22名の同志と食事後、床につきました。翌日は曇り空の中、22 人中 11 人と南部コースに出発しました。中部基地コースは、総勢 1000 人、南部戦跡コースは800 人での行進となりました。



南部コースは、糸満市役所を出発し、南部戦跡で激戦区だったバックナー司令官の搭や、12000柱が眠る栄里の搭や、白梅学徒看護隊の149柱が眠る白梅の搭を通り、ひめゆりの搭近くのパーキングで昼食をとり、ひめゆり平和祈念資料館を見学しました。資料館では、卒業アルバムのように微笑む、13歳から19歳のひめゆり学徒隊の写真が飾られ、胸が締めつけられる思いがしました。

1945年6月18日、ひめゆり学徒隊に解散命令が突然出され、沖縄県立第一高等女学校の先生より、「君たちは、もう自由だからできるだけ遠く

に逃げて、一人でも多く生き残ってくれ」と言われ、壕の周りを囲まれた米軍から、日本民間人の投降が呼びかけられたのにも関わらず、彼女たちは逃げませんでした。当時、米軍に捕まると、男性は八つ裂きされ、殺される、女性は、辱めを受けて殺されると言う風評があり、捕虜になるぐらいなら自決しようと投降に応じない人がいたため、学徒隊も投降できずに、米兵に毒ガスを投げ込まれ、この壕で80人以上の学徒隊が殺されました。

他の壕でも、米兵の投降に応じず、親が幼子を殺し、子が年老いた親を殺し、兄が弟妹を殺し、夫が妻を殺す、自らも自決するという、地獄のようなことが起きていました。民間人を戦争に巻き込む、このような惨事はあってはならないし、台湾有事における沖縄を再び最前線や戦場にしてはならないと思う。

ひめゆり平和祈念資料館をあとにして、沖縄県営平和祈念公園まで歩き、公園内の「平和の礎」と「戦

没者慰霊搭」にお参りして、二日目は、終わりました。

最終日14日は、10時半より沖縄コンベンションセンターで「沖縄を日本を戦場にさせない5・15平和とくらしを守る県民大会」に参加し、午後、沖縄をあとにしました。

今回、沖縄平和行進に参加して、ふたたび、沖縄を戦場に してはならない。民間人を犠牲しては、ならない、させな い、許さない運動を、もっと全国レベルでしなきゃならない と、強く感じました。



闘 争 短 信

(有)S 興業 不当解雇を許すな!

本報告は、今時こんな会社があるのかと思うほどひどい例だ。Bさんは「有休を取りたい」と言ったら

即日解雇された。なんとかしてほしいとスクラムユニオンに駆け込み、直ちに組合に加入し闘っている。

有休を申請したら即解雇

東広島市の運送会社(有)S 興業でダンプの運転手として10年以上働いてきたBさん。G7広島サミットに伴う突貫の道路舗装工事のため、昨年9月からは、朝8時から17時まで働いた後、その日の22時から翌日の4時~5時まで深夜残業で働き、そのまま引き続いて8時から17時まで通常の勤務で働くことを繰り返してきた。深夜の残業時間は月130時間を超えることもあった。

Bさんは、今年4月、「明日は休みたい」と有休取得を申請したところ、社長から「そんなんじゃあ、 うちの仕事は勤まらない。荷物をまとめて帰れ」と即日解雇された。その時は解雇扱いにすると言いなが ら、離職票の離職理由は自己都合退職とされていた。

第1回の団交で、組合は、①Bさんの離職理由を解雇扱いとすること、②解雇予告手当を支給すること、③突然解雇された損害賠償として6か月分の給料を支払うことを要求した。社長は、①②については認めたが、③の損害賠償については即答を避けた。社長はその後、代理人弁護士を選任した。

「うちの会社はブラックだから有給休暇はない」とうそぶく社長

Bさんは、入社以来、有体をもらえなかった。Bさんが会社の労務管理担当社労士に「ここには有休はないのか」と尋ねたら「まだ小さい個人会社なので対応できていない」と言われた。Bさんは、「年5日の年次有給休暇の確実な取得」(有給休暇の時季指定)が罰則付きで定められていることを根拠に、有休取得を申請したこともあるが、社長は「うちの会社はブラックだから有給休暇はない」と言い放った。

弁護士との第2回団交で、組合は、在職中にBさんが取得することができなかった40日分の有休を買取ることを追加要求した。弁護士は、解雇の不当性を認識したのか、解雇を撤回したら復職する気はないかと打診してきた。Bさんはこんな会社に戻る気はないときっぱり断った。弁護士は組合の正当な要求に理解を示し、社長を説得すると約束し、次回団交日を設定した。

B さんは「労働法を守らないこんな会社は許さない」と裁判もみすえて闘い抜く決意で頑張っている。

W 歯科医院 有休買取りと解雇予告手当を勝ちとる

入社以来、有休を取得することができず、将来退職の意向を示したAさんを、W歯科医院長が有休消化の余裕も与えずに、月末で解雇したというひどい話である。Aさんは、有休を消化してから退職しようと考えていた。「せめて使えなかった有休分だけは医院に買い取らせてほしい」というAさんの切実な訴えを受け、組合はすぐに団交をおこなった。

労基法を守らず有給休暇も取得させない悪質な医院

Aさんは、W小児歯科医院に新採の正社員として就職し、事務や歯科助手の仕事を8年間していた。W 医院は採用時に雇用契約書も結ばず、従業員が10人以上いるのに就業規則もつくっていない、36協定 も結んでいない、有休も一切与えないなど労基法違反のデパートのようなところだった。

3か月前に将来退職の意向を示したら月末で解雇

団交で明らかになったAさんが解雇に至る経緯はこうだ。Aさんは院長から退職する場合は3か月前にその旨申し出るよう言われていたので、余裕をもって2月10日に、将来的に退職を考えていることを伝えた。これに対し院長は、「2月10日にAさんは早く退職したいと言ったが、自分は人手不足で辞めてもらったら困る。早期の退職を引き留めた」と主張した。しかし、Aさんは早く退職したいとは一言も言っていない。事実は院長がAさんに「3月からはもう来なくていい」と言い放ったのである。

組合は団交で次のように反論した。「確かに、院長は、『2月一杯はおってもらわんと困る』と発言した。この趣旨は、引退予定の院長の父親(大先生)が2月までは勤務することが確定していたため、スタッフが辞められたら困るという自分たちの勝手な都合である。」「Aさんは、院長から『2月一杯で来なくていい』と言われたが、これに納得しておらず、2月28日付けでの退職は「合意退職」ではない。『3月からは来なくてよい』と伝えることは、院長から一方的に労働契約を解約することを意味している」「院長が、明示的に『解雇である』と言わなかったとしても、実質的には解雇である」と主張した。

有休買取りと解雇予告手当支払いを確認

組合は、①在職中に行使できなかった有体の買い取り②解雇予告手当の支払③離職に至る経緯から、離職票に記載する離職理由は、解雇又は事業主の働きかけによる正当な理由のある自己都合退職とすること。この3項目を最後通牒的に要求し回答を迫った。院長は組合の要求を受け入れざるをえなかった。最終的にすべての要求を認める合意書を締結し、今後は労働法を遵守することを病院に確約させた。

東和ユニオン分会 「労使関係健全化に向けての協定書」締結

2年間に及ぶ長い闘いの末、組合は東和環境科学における健全な労使関係確立の第一歩を踏み出した。

大塚部長の実質的解任をステップに健全な労使関係確立へ

東和ユニオン分会長は、本訴において本社ソリューションへの配転無効の判決を勝ち取った。控訴審においても原審判決を踏襲した和解調書において、配転命令撤回を明記させ損害賠償を勝ち取った。にもかかわらず、大塚総務部長はソリューション部から環境部へあたかも通常ように取り繕った人事異動を電子掲示板に掲載した。

さらに、分会長の配属先の調査課では、「本来の調査課の業務内容」ではない業務が複数回命じられる など、和解条項に抵触する行為が行われた。組合として、これは大塚部長が役員や管理監督者に対して和 解内容を遵守する指導を放棄した結果だと抗議し、大塚部長の謝罪を要求した。

大塚部長を除く取締役は、裁判の経過を踏まえ、組合と適切な労使関係を築く方向に向かっていたが、 彼は頑なに組合からの謝罪要求を拒み、裁判での会社の敗北を認めず、あくまでも自分が正義だとする姿 勢を崩さなかった。

会社役員会は、組合に対して適切な対応をとるよう説得したが、大塚部長は頑なに受け入れなかった。

そのため、会社役員会は大塚部長が役員としての資質に欠けると判断し、再度強く説得した。すると、大塚自ら取締役を辞任、同時に総務部長も辞すると表明した。彼は、現在、総務部付理事となり、経理などの作業を担い、部下なし・権限なしといった環境下で業務を行っている。

5月12日の団交では、会社から、大塚部長の辞任は、総務部長としての資質に欠けると判断した事実上の解任だとの説明を受けた。そして、健全な労使関係を構築することを相互に確認した。これを保証するものとして、組合側から以下を主な内容とする協定書案を会社側に提示し、労使で締結した。

- ① 本協約は、就業規則、その他の諸規定に優先する。
- ② スクラムユニオンと会社は、忌憚なく討議し、問題を解決するよう努める。
- ③ スクラムユニオンと会社は、労働条件、労働環境の改善に向け、誠実に団体交渉を行う。間違っても不当労働行為に抵触するようなことは行わない。
- ④ スクラムと会社は協調・協力して、全従業員が明るく、楽しく働ける職場にするよう取り組む。 労使が協力し、労働条件・環境の改善に誠意をもって議論し、確認したことは大きな成果である。

スクラムユニオン・ひろしま第22回定期大会への参加を!

日時:7月2日 午後2時から 会場:西区民文化センター 大会議室

スクラムユニオン・ひろしまの活動報告と予定

5 月の報告 (一部抜粋)	6 月の予定 (一部抜粋)
2日 フジアルテ・アバンセコミティ	3日 東広島市実習生を支援する会準備会
3日 憲法集会	4日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会
7日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会	5日 S興業団交
8日 県労委審問(フォーブル)・中国帰国者の会	7日 泉鋼業団交
11日 県労協幹事会	8日 ふれあい学習会
12日 東和団交・県労委調査(インシップス)	9日 マイライフ団交
15日 ネクストワン団交	10.11日 移住連ワークショップ・移住連総会
19日 泉鋼業団交	12日 フォーブル団交
20.21 日 CUNN 運営委員会(熊本)	15日 西日本メディカル団交
22日 移住連打ち合わせ・石見工業面談	16日 労働局交渉(最賃を巡る)アスベストユニオン
23.24日 出雲労働相談	18日 JAL争議解決のための街宣
25日 S興業団交・ふれあい学習会	24日 フォーブル団交・継承する会総会
26日 フジアルテ事務折衝	25日 東広島市の技能実習生を支援する会
28日 NPO総会・労働相談	26日 実習生ネット
30, 31日 出雲労働相談 他	7月2日 スクラムユニオンひろしま定期大会 他